

# 平成 30 年度厄年会

## 規約

### 第1章 会の名称

本会は、「蛇馬會(じやまかい)」とする

### 第2章 目的

平成 30 年度厄年行事及び会員の親睦を目的とする

### 第3章 会員(資格)

昭和 52 年 4 月 2 日から昭和 53 年 4 月 1 日までに生まれ、御油町に縁のある男子を会員とする

### 第4章 会費

#### 1 納入金額

「蛇馬會」会費 150.000 円

納入は口座への振り込みの記録を残し会計を潤滑に行う為、現金での支払いはご遠慮願います、お手数ですが以下①～③のいずれかの方法で行って頂きます。

##### ①【月払い】

平成 29 年 2 月 20 日～平成 30 年 7 月 20 日の期間に会の口座に口座自動振替で毎月一定金額を、指定した日に自動で振り込む。  
(10.000 円／15 回) (12.500 円／12 回) (15.000 円／10 回)

##### ②【2回払い】

平成 29 年 7 月 20 日までに会の口座に 50.000 円振り込む。

平成 30 年 7 月 20 日までに会の口座に 100.000 円振り込む。

### ③【一括払い】

平成 30 年 7 月 20 日までに全額を会の口座に振り込む。

「振込先」

豊川信用金庫 御油支店

普通預金

店番号 015

口座番号 4504847

口座名義 平成 30 年度 蛇馬會 会計 加藤和義

## 2 納入方法

附則定めに従い「平成 28 年御油厄年会会計」用の口座を設ける。

- (1)会員各自で一括、または分割して全額を納入するものとする。
- (2)振込みの場合、振り込み手数料は各自の負担とする。

## 3 納入期間

平成 28 年 10 月 1 日から平成 30 年 7 月 20 日までの定められた日とする

## 第5章 運営

### 1 役員構成

会長 1 名

副会長 3 名

書記 1 名

会計 2 名

会計監査 1 名

### 2 専門委員構成

煙火 2 名

衣装2名  
懇親会係1名  
広報1名  
調達1名  
婦人部世話役2名

### 3 選出方法

平成29年2月開催の設立総会の決議により選出する  
但し、上記メンバーで都合が生じた場合は変更可能とする

### 4 任期

平成29年2月より平成30年12月31日までとする

### 5 定期総会と会計報告

毎年4月に定期総会を開催し、本会員半数以上の出席(委任状も含む)で成立する  
会計報告は定期総会にて行う

### 6 臨時総会

臨時総会は役員の決議により開催することができる

### 7 行事

下記行事を行い、その運営に会費をあてるものとする  
(1)御油神社祭礼の御神輿担ぎ  
(2)御油神社祭礼に煙火奉納  
(3)御油神社への寄付  
(4) 親睦会、その他

## 第6章 専門委員会

### 1 目的

本委員会は、審議事項に対し審議立案し、本会会長に答申する諮問機関であり、議決権はないものとする

## 2 委員の任期

本委員会の任期は、任命後答申するまでの期間とする

## 3 委員

本委員会の委員は、立候補及び推薦を基準に会長・副会長の合意により選出する

## 第7章 中途入会及び脱会

### 1 中途入会

御油町に縁のあるもので、会員資格の対象となるものについては、役員会の決議により本会員となることができる

### 2 中途入会者の会費

本規約第4章1に定められた金額を納める

### 3 中途脱会

中途脱会は原則として認めない。但し、役員会で承認できる事情が発生した場合は、脱会を役員決議により認める

### 4 中途脱会者の会費の返還

原則として返還しないものとする。但し、役員会にて承認された場合に限り返還する

## 第8章 規約改正

本規約の改正は、総会決議の3分の2以上(委任状含む)の合意により改正できる

## 第9章 期限

本規約は平成29年2月より実施し、平成30年12月31日をもって失効する